

お客様各位

新年あけましておめでとうございます。

よき新春をお迎えのことと、お喜び申し上げます。

「一年の計は元旦にあり（計画は早めにしっかりと立てることが大切であるという例え）」ということわざがありますが、皆さんはどんな計画や目標を立てられましたか。

「今年こそは・・・」と元旦から初詣に行き、新年の抱負を胸に誓いを立てられた方もおられると思います。

皆様にとって実りある一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

本年は安倍政権も二年目に入り、四月の消費税率の引き上げを控えております。日本の経済成長を軌道に乗せることが出来るか正念場の年になると思われれます。企業活動の好転が家計に普及し、日本経済の再生に繋がるよう成長戦略に期待したいものでございます。

我々のお客様である中小企業は、仕入コストが上昇する環境の中、粗利益を出すために奮闘し続けております。利益を確保し続けることは非常に大変なことであり、また、日本企業の大半は中小企業です。したがって、これからは大企業優遇に偏らない、中小企業も含めて栄える施策こそが、日本にとって本当の成長戦略になるのではないのでしょうか。

本年も所員一同、皆様にご満足頂けるサービスを心がける所存でございます。

皆様のご健勝と貴社の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

今後ともお付合いの程よろしくお願い申し上げます。

須黒会計インフォメーション

平成 26 年 1 月号

I N D E X

- 1 . 【会計情報】 **パート収入金額の決め方**
- 2 . 【会計税務】 **給与所得者の還付申告**
- 3 . 【ヒント・ヒント】 **販売技術**
- 4 . 【お役立ち情報】 **経営体力診断のご提案**

1. 【会計情報】パート収入金額の決め方

昨今は、ひと昔前に比べると女性の職場進出が盛んになり、専業主婦もチャンスがあれば働きに出ることが当り前の時代になっております。

そこで、パート収入をいくらにするのか、いくら稼げば税金上得なのか、多くの方が毎年悩まれるところではないでしょうか。

この問題は働く側だけでなく、雇用する側に対しても影響を与えるようです。専業主婦であれば夫の所得から配偶者控除として 38 万円を控除できますが、パートに出た場合でも年間の収入を 103 万円以下に抑えれば、専業主婦と同様に 38 万円の控除が受けられます。このため、年末に近づくとシフトの調整をお願いするパート勤めの方がいるそうです。これでは経営に影響を及ぼしかねませんので、雇用者側は困惑してしまいます。

また、103 万円が無条件によいものだと思い込んでしまい、本当はもっと働きたいのに働けずにいる方がいるのもよく耳にします。しかし実際には、103 万円という金額は誰に対しても望ましいものとは言えないのです。夫の扶養に入れる上に税金もかからない上限額は 103 万円と思われる方が多いのですが、この金額では住民税はかかります。

所得税の無税と夫の配偶者控除の適用を望むのであれば 103 万円以下に抑えればいいですし、収入が年間 141 万円未満であれば最高 38 万円最低 3 万円の控除が受けられる配偶者特別控除もありますので、手取りが増えることを望むのであれば税金を払っても 103 万円を超えて働いたほうがいいのです。ただし、夫の会社で家族手当などの支給がある場合や夫の会社が社会保険に加入している場合にはこの限りではありません。

手当の支給条件は会社によって異なるので確認をして収入を決めた方がいいでしょう。また、社会保険の扶養となるには 130 万円未満の収入でなければなりませんので、これを超えると夫とは別に国民年金保険料と健康保険料を払う必要が生じます。この負担は大きいものなので、収入が 130 万円を超える場合には 180 万円を超える額の収入になるように働かなければ、かえって手取りが減ってしまいます。

いずれにせよ、年間のパート収入をいくらにするかを決める前に、夫の会社の人事関連費用の内容やご家庭の希望がどのようなものであるか、まずはそれを考えた上で働く額を決めることとなりましょう。

2. 【会計税務】給与所得者の還付申告

・還付申告

今年も確定申告の季節がやってきました。給与所得者については、通常は、年末調整によって課税関係が完結するので、給与所得以外の所得がある場合や給与の収入金額が2,000万円を超えるため年末調整の対象とならない場合などを除いて確定申告をする必要はありません。

しかしながら、一定の場合には確定申告（還付申告）をすれば、所得税の還付を受けることができます。

ここでは、どのような場合に還付申告ができるかをみていくことにしましょう。

・医療費控除の適用を受ける場合

本人または同一生計親族の医療費を支払い、その医療費の額（保険金などで補てんされる金額は差し引きます）が10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額）を超える場合が医療費控除の対象となります。

・雑損控除の適用を受ける場合

災害、盗難、横領によって、生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産について一定の損害を受けた場合等が雑損控除の対象となります。

・寄附金控除の適用を受ける場合

国や地方公共団体、特定公益増進法人、認定NPO法人、公益社団・財団法人などに対して特定寄附金を支出した場合が、寄附金控除の対象となります。

なお、政治活動に関する寄附金、認定NPO法人等、公益社団・財団法人等に対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、寄附金税額控除の選択が可能です。

・特定支出控除の適用を受ける場合

特定支出をした場合に、その金額がその年の給与所得控除額の2分の1（給与等の収入金額が1,500万円を超える場合には125万円）を超えるときは、特定支出控除の対象となります。

なお、特定支出とは（1）通勤費、（2）転居費、（3）研修費、（4）資格取得費、（5）帰宅旅費、（6）勤務必要経費、のうち一定のものをいいます。

- ・住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合

住宅ローン等を利用して、居住用不動産の取得等をした場合で、一定の要件を満たすときは、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となります。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除は、2年目以降は年末調整の際に適用を受けることができます。

なお、住宅ローンがなくても、認定長期優良住宅の取得等をした場合で、一定の要件を満たすときは、認定(長期優良)住宅新築等特別税額控除の対象となります。

- ・年の途中で退職した場合

年の途中で退職し、年末調整の適用を受けていない場合、確定申告をすれば、一般的には所得税の還付を受けられることとなります。

- ・還付申告の時期

確定申告書を提出する義務のない人の還付申告については、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間、行うことができます。

3.【ヒント・ヒント】 **販売技術**

小売業界の完売王河瀬和幸氏の本「だから売れちゃう」(こう出版)の中の秘法を2、3。来店時、「いらっしゃいませ」では一方通行になるので、ディズニーランド風に「おはようございます」「こんにちは」と挨拶をすれば挨拶が返ってくる。商品がきれいに整然と並べてあると、取りにくいし、1つも売れてない印象を与えるので、チョイ崩し陳列が有効。大きな店で、売場を尋ねられたら、店内案内図を広げて、お客様と横並びで一緒に人差し指で追う。

「あった」とお客様が先に見つけて笑顔が弾ける。

戸惑う姿は禁物。トイレの横という最悪の場所で、トイレのお客様に聞こえるように口上を述べ、パンを完売したことも。

4.【お役立ち情報】 **経営体力診断のご提案**

以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします！

